

税理士試験 教科書 相続税法Ⅰ 基礎編（2026年8月6日 初版 第1刷）

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが訂正のうえ、ご利用ください。

2026. 9. 19

ページ	訂正箇所	誤	正	備 考
10-13 (153)	設例 2－1 の解答	(2) 贈与税額控除額 ① 令和 6 年分 $190,000 \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 1,000,000} = 126,666$	(2) 贈与税額控除額 ① 令和 6 年分 190,000	2026. 9. 19
10-13 (153)	設例 2－1 の解説	令和 6 年分の解説 生前贈与加算による二重課税分 贈与税の課税価格 3,000,000 円のうち生前贈与加算 された 2,000,000 円に対応する税額を控除	令和 6 年分の解説 生前贈与加算による二重課税分 (赤字部分を削除)	2026. 9. 19
20-24 (324)	1 1 株当たりの純資産価額 8 行目	価額を差し引くことで評価差額…その含み益に 37%	価額を差し引くことで評価差額…その含み益に 38%	2026. 9. 19
20-25 (325)	2. 純資産価額の計算方法	(3) 評価差額に対する法人税相当額 $((1)-(2)) \times \mathbf{37\%}$	(3) 評価差額に対する法人税相当額 $((1)-(2)) \times \mathbf{38\%}$	2026. 9. 19
20-27 (327)	負債の金額についての科目別 計算	保険差益の未払法人税等 $(30,000 - 5,000 - 20,000) \times \mathbf{37\%} = \mathbf{1,850}$	保険差益の未払法人税等 $(30,000 - 5,000 - 20,000) \times \mathbf{38\%} = \mathbf{1,900}$	2026. 9. 19
20-28 (328)	設例 4－1 の解答	(3) 評価差額に対する法人税等相当額 $((1)-(2)) \times \mathbf{37\%} = \mathbf{159,225,000}$ (千円未満切捨) (4) 1 株当たりの純資産価額 $\frac{(1)-(3)}{1,000,000 \text{株}} = \mathbf{641}$ (円未満切捨) (5) 株式取得者及び同族関係者の… $\mathbf{641} \times \frac{80}{100} = \mathbf{512}$ (円未満切捨)	(3) 評価差額に対する法人税等相当額 $((1)-(2)) \times \mathbf{38\%} = \mathbf{163,528,000}$ (千円未満切捨) (4) 1 株当たりの純資産価額 $\frac{(1)-(3)}{1,000,000 \text{株}} = \mathbf{637}$ (円未満切捨) (5) 株式取得者及び同族関係者の… $\mathbf{637} \times \frac{80}{100} = \mathbf{509}$ (円未満切捨)	2026. 9. 19